

ドライブレコーダーの取り付けについて ～2/20 付日経新聞記事について～

平素は弊社ドライブレコーダー「ドラドラ」にご愛顧たまわりまして、誠にありがとうございます。

2012 年 2 月 20 日付の『日経新聞』朝刊におきまして、「車の前面ガラス、地デジ部品を付けずに 視野確保で禁止 ETC アンテナは例外」という記事が掲載されました。

当該記事をお読みになったお客様より、ドライブレコーダー取り付けに関するお問い合わせをいただいておりますが、ドライブレコーダー「ドラドラ」は、以下にご説明を申し上げます通り、法令上抵触するものではありません。取扱説明書記載の通りに取り付けしていただくことで、車検等もなんら問題なく受けていただくことができますので、ご安心ください。

記

<2/20 日経朝刊記事の概略>

「車の前面ガラス、地デジ部品を付けずに 視野確保で禁止 ETC アンテナは例外」

→フロントウィンドウへの地デジ部品取付について注意喚起を促す内容。

「道路運送車両法の保安基準は、自動料金收受システム(ETC)アンテナ以外、原則として前面ガラスに視野を妨げる物を付けることを禁止。基準に抵触すると同法に基づく整備命令を受けるほか車検も不適合となる」

→ドライブレコーダーの取り付けも違法と受け取られる可能性がある。

<ドライブレコーダーの取り付けは違法ではありません>

ドライブレコーダーはフロントウィンドウへの取り付けを法令上許可されているものとなっています。取り付けの位置は、保安基準細則により定められており、同細則に準じて取り付けを行っている限り、当該記事のような整備命令や車検不適合にはなりません。

<根拠法令>

「道路運送車両の保安基準第」二十九条 4 項 6 号

→窓ガラスに装着できるものについて、告示で定めると記載あり。

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」第 195 条 5 項 2 号

→“道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ”として設置を許可。

<ドライブレコーダーの取り付け位置>

→ドラドラ・サイト Q&A より

Q. 本体の取り付け場所はどこでも大丈夫ですか？

A. 本体の取り付け位置は道路運送車両法に基づく保安基準により設置場所が限定されます。運転者の視界の妨げにならないように、フロントガラス上部より 1/5 以内のルームミラー裏側へ設置します。その際ミラーの調整ができる位置に取り付けする必要があります。

また、ワイパーの可動範囲に本体を取り付けることをおすすめします。範囲外に取り付けると雨天時に十分な映像が記録できない可能性があります。

地デジ等 TV アンテナ付近には取り付けできません。

<http://www.jafmate.co.jp/dr/support/faq2.html#402>

Q. フロントガラスに取り付けた場合、車検等において問題はないのでしょうか？

A. 視界を妨げず、フロントガラス上端から 1/5 以内であれば問題ありません。

<http://www.jafmate.co.jp/dr/support/faq2.html#403>

<添付参考資料>

- ・道路運送車両法保安基準及び同細則該当条文

<本件に関するお問い合わせ先>

<お客様からのお問い合わせ>

JAFMATE サポートセンター

[ナビダイヤル]： 0570-088-108 つながらない場合：03-3513-6564

[営業時間]：土日祝日を除く 10:00～13:00／14:00～17:00

以上

（窓ガラス）

第二十九条 自動車の窓ガラス（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車（幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。）にあつては、前面ガラス）は、告示で定める基準に適合する安全ガラスでなければならない。ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所に備えられたものにあつては、この限りでない。

2 自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車及び被^{けん}引自動車を除く。）の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 自動車（被^{けん}引自動車を除く。）の前面ガラス及び側面ガラス（告示で定める部分を除く。）は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。

一 整備命令標章

一の二 臨時検査合格標章

二 検査標章

二の二 保安基準適合標章（中央点線のところから二つ折りとしたものに限る。）

三 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十四号）第九条の二第一項（同法第九条の四において準用する場合を含む。）又は第十条の二第一項の保険標章、共済標章又は保険・共済除外標章

四 道路交通法第六十三条第四項の標章

五 削除

六 前各号に掲げるもののほか、運転者の視野の確保に支障がないものとして告示で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したもの

ここにドライブレコーダーが含まれる

（窓ガラス）

第 195 条 窓ガラスの安全ガラス等に関し、保安基準第 29 条第 1 項の告示で定める基準は、合わせガラス、強化ガラス、部分強化ガラス、有機ガラス（ポリカーボネート材又はメタクリル材等の硬質合成樹脂材をいう。）又はガラスプラスチック（車外面を板ガラス、合わせガラス又は強化ガラスとし、車室内にプラスチックを接着したものをいう。）とする。この場合において、保安基準第 29 条第 1 項ただし書きの「当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所」とは、損傷したガラスの破片を容易に通さない隔壁によって運転者席及び客室と仕切られた場所をいう。

2 自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車及び被牽引^{けん}自動車を除く。）の前面ガラスの強度等に関し、保安基準第 29 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであること。
- 二 容易に貫通されないものであること。

3 自動車（被牽引^{けん}自動車を除く）の前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第 29 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。
- 二 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が 70 % 以上のものであること。

4 保安基準第 29 条第 3 項の告示で定める部分は、運転者席より後方の部分とする。この場合において、次の各号に掲げる範囲は運転者席より後方の部分とする。

- 一 運転者席より後方の座席等の側面ガラス
- 二 側面ガラスのうち、運転者席に備えられている頭部後傾抑止装置の前縁（運転者席に頭部後傾抑止装置が備えられていない自動車にあつては、運転者席に備えられている背あて上部の前縁、運転者席に頭部後傾抑止装置及び背あてが備えられていない自動車にあつては、通常の運転姿勢にある運転者の頭部の後端）を含み、かつ、車両中心線に直交する鉛直面より後方の部分。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあつては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあつては、背もたれを鉛直線から後方に 25 ° の角度にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

5 窓ガラスへの装着、はり付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第 29 条第 4 項第 6 号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 車室内に備えるはり付けの後写鏡
- 二 道路等に設置された通信設備との通信のための機器、道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ、車両間の距離を測定するための機器、雨滴等を検知して窓ふき器を自動的に作動させるための感知器又は受光量を感知して前照灯、車幅灯等を自動的に作動させるための感知器であつて、次に掲げる要件に該当するもの

イ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（以下本条において「乗用自動車」という。）にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲にはり付けられたもの

ドライブレコーダー

であること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲にはり付ける場合にあつては、この限りでない。

(1) 運転者席の運転者が、別添 37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するV点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2) 別添 37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域B（以下「試験領域B」という。）及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

ロ 乗用自動車以外の自動車にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる範囲にはり付けられたものであること。ただし、前面ガラスの上縁であって、車両中心線と平行な鉛直面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲にはり付ける場合にあつては、この限りでない。

(1) 運転者席の運転者が別添 37「窓ガラスの技術基準」2.9.に規定するO点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

(2) 別添 37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域I（以下「試験領域I」という。）及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域以外の範囲

三 公共の電波の受信のために前面ガラスにはり付けるアンテナ。この場合において、乗用自動車であつて別添 37「窓ガラスの技術基準」2.8.に規定する前面ガラスの試験領域A（以下「試験領域A」という。）又は試験領域Bにはり付ける場合にあつては、次のイ又はロに掲げる要件、乗用自動車以外であつて試験領域Iにはり付ける場合にあつては、ハに掲げる要件を満足しなければならない。

イ 試験領域Aにはり付ける場合にあつては、機器の幅が0.5mm以下であり、かつ、3本以下であること。

ロ 試験領域B（試験領域Aと重複する領域を除く。）にはり付ける場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。

ハ 試験領域Iにはり付ける場合にあつては、機器の幅が1.0mm以下であること。

四 窓ふき器の凍結を防止する機器であつて、次に掲げる要件に該当するもの

イ 乗用自動車にあつては、試験領域B及び試験領域Bを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられたものであること。

ロ 乗用自動車以外の自動車にあつては、試験領域I及び試験領域Iを前面ガラスの水平方向に拡大した領域の下端より下方の範囲にはり付けられたものであること。

五 駐留軍憲兵隊の発行する自動車の登録に関する標識

六 前各号に掲げるもののほか、装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、透明であり、かつ、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上であることが確保できるもの。

七 自動車に盗難防止装置が備えられていることを表示する標識又は自動車の盗難を防止するために窓ガラスに刻印する文字及び記号であつて、側面ガラスのうち、標識又は刻印の上縁の高さがその附近のガラス開口部（ウェザ・ストリップ、モール等と重なる部分及びマスキングが施されている部分を除く。以下、本条において同じ。）の